20　施工パッケージ

20－01　一　般　事　項

１　施工パッケージ型積算方式

施工パッケージ型積算方式（以下「本方式」という。）は、本方式による標準単価（工種区分毎、積算条件毎にデータベース化した標準単価。以下「施工パッケージ単価」という。）を用いて積算する方式である。

２　適用工種

林野庁による施工パッケージ単価が設定された工種（別紙）について、当該施工パッケージ単価を用いて積算するものとする。

３　積算方法

本方式による積算は、「森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について」（平成28年3月31日付け 27林整計第351号林野庁長官通知）別添１「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」（ 以下「本方式の基準」という。） 及び別添２ 「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式標準単価表」（ 以下「標準単価表」という。）により行うものとする。

３－１　標準単価表

標準単価表により積算する際の積算単価は、有効数字４桁、５桁目以降切り上げとする。

また、支給品費がある場合については、支給品費を計算（有効数字４桁、５桁目以降切り捨て）した後、積算単価から支給品費を控除した単価（有効数字４桁、５桁目以降切り上げ）を積算単価とする。

３－２　代表材料規格の基準単価（東京単価）

代表材料規格の基準単価（東京単価）は、「刊行物単価」（「建設物価」及び「積算資料」等）の積算前年度の４月号または春号に掲載されている東京地区の代表材料規格の単価とする。

その単価は、工事用資材設計単価策定要領５（１）刊行物による単価策定によって算出するものとする。

４　工種の適用範囲

本方式の基準にある各工種ごとの適用範囲、施工概要（施工フロー）に留意し適用すること。

５　その他

平成29年11月１日以降の積算基準日から当該施工パッケージ型積算方式の一部試行を行う。